

学ぶ喜びをまちの誇りや豊かさに

茨木市生涯学習推進計画

茨 木 市

は じ め に

本書は、本市における生涯学習推進の望ましいあり方について、市民、学識者の方々のご意見をもとにとりまとめたものです。

人が生涯にわたって学び成長していくことの素晴らしさについては、多くの事例があり、また誰もが実感することです。このような実感を一人でも多くの市民が経験できますよう、学び続ける活動を支援することが行政の大きな役割であると考えます。

本計画では、こうした生涯学習活動を一人であるいは人とのかかわりのなかで、「学ぶことを通して自分自身の可能性を発見しようとする活動」としてとらえました。そして、本市における生涯学習の推進目標を「学ぶ喜びをまちの誇りや豊かさに結実していく」こととして掲げ、その実現に向けて、今後、進めるべき生涯学習推進の取り組み、重点プランや生涯学習を支える仕組みづくりを示しています。

今後、本計画の策定趣旨に沿い、学習される主体である市民とともに、積極的かつ弾力的に生涯学習社会の実現に取り組んでいく所存でありますので、関係各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり熱心に議論を重ねられ、貴重なご意見をいただきました茨木市生涯学習推進計画策定委員の皆様方並びにアンケート調査にご協力いただきました多くの市民の皆様方に心から厚くお礼を申し上げます。

平成10年（1998年）7月

茨木市長 山 本 末 男

目次

はじめに

序章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨…………… 1
2. 生涯学習をめぐる動き…………… 2

<構想編>

第1章 現状と課題

1. 生涯学習の取り組み状況…………… 7
2. 生涯学習に関する市民意向……………10
3. 生涯学習推進に関する行政課題……………12

第2章 基本的な考え方

1. 自分自身を発見する／生涯学習の定義……………14
2. 学ぶ喜びをまちの誇りと豊かさに／生涯学習の推進目標……………16
3. 生涯学習推進の位置づけ……………17
4. 生涯学習推進の基本視点……………19

<計画編>

第3章 生涯学習推進の取り組み

1. 体系的な取り組み……………21
2. 平和と人権……………23
3. 福祉と健康……………26
4. 交流とコミュニティ……………28
5. 産業と生活……………30
6. 環境とまちづくり……………32
7. 教育・文化とスポーツ……………35

第4章 重点プラン

1. 重点プランの位置づけ……………39
2. 学習情報を伝えるプラン……………40
3. 学習活動をつなぐプラン……………41
4. 学習成果を生かすプラン……………42
5. 生涯学習を支えるまちづくり……………43

第5章 生涯学習を支える仕組みづくり

1. 基本的な姿勢……………45
2. 気運づくり……………45
3. 組織づくり……………45

おわりに

茨木市生涯学習推進計画策定委員会 委員名簿

序

章

序章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

(1) 名 称

本計画の名称を「茨木市生涯学習推進計画」とします。

(2) 目 的

本市では、従来から公民館、図書館、青少年施設、社会体育施設、文化施設、さらにはコミュニティセンターや生涯学習センターなどで市民の生涯学習活動が展開されています。こうした生涯学習活動を、一人であるいは人とのかかわりのなかで、「学ぶことを通して自分自身の可能性を発見しようとする活動」としてとらえながら、今後、さらに豊かにしていく必要があります。

生涯学習の主体は学習する市民であり、行政は市民の多様なニーズを的確にとらえ、相談体制の充実や学習機会・場の提供を進め、さらには、学習活動への市民の参加を促し、いつでも、どこでも、だれでもが生涯にわたり学習できる環境を整備することが重要です。

本計画は、行政の支援する学習の範囲を明確にしつつ、生涯学習についての本市の取り組みを体系的に示すことを目的とします。

(3) 期 間

本計画の期間は、今後、概ね10年間を見通しつつ、茨木市総合計画の目標年次である平成17年（2005年）までの8年間とします。

(4) 前 提

本計画の策定に際しては「茨木市総合計画／平成6年12月」ならびに「茨木市教育関連の生涯学習推進計画提言書／平成8年8月（以下『提言書』という。）」を念頭におくものとします。

(5) 構 成

本計画の構成を次のとおりとします。

序 章 計画策定の趣旨

< 構想編 >

第1章 現状と課題

第2章 基本的な考え方

< 計画編 >

第3章 生涯学習推進の取り組み

第4章 重点プラン

第5章 生涯学習を支える仕組みづくり

2. 生涯学習をめぐる動き

「学ぶこと」をめぐるっては、これまで、多くの考え方が示され、さまざまな取り組みが行われてきました。戦後について見ても、昭和20年代には、教育基本法、学校教育法および社会教育法の施行と、これにもとづく学制改革や公民館活動の展開がありました。また、昭和30年代には、文部行政と一般行政の教育サービスの一体化と住民への還元を指向する「社会教育の総合化」の提唱と実践がありました。

そして、高度経済成長を経て、これまでの教育政策に見直しが求められていた時期、ユネスコにおいて提唱された「生涯教育」の考え方が、国および自治体に浸透していくこととなりました。昭和45年(1970年)、秋田県で生涯教育への全県的な取り組みが始まり、その翌年には、中央教育審議会、社会教育審議会が、各々の答申のなかで、「生涯教育の観点から教育体系を再検討すること」を提起しています。

昭和56年(1981年)の中央教育審議会答申では、本格的に「生涯学習」の考え方を取り上げ、「人々は、自己の学習・啓発や生活の向上のために、適切かつ豊かな学習の機会を求めており、これらの学習は、各人がその自発的意思にもとづき、必要に応じて、自己に適した手段・方法を選んで、生涯を通じて行うものであり、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい」とし、「この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会のさまざまな教育機会を、相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備充実しようとするのが生涯教育の考え方である」としています。

このような経過を経て、「生涯教育」の考え方は、学ぶ人の主体性の重視や学ぶ内容・時期の広がりをもとめて、「生涯学習」の考え方に移行してきました。

「生涯学習」の考え方が、次第に国や自治体の教育政策の基本となるなかで、昭和60年前後に、生涯学習をめぐる新たな動きがありました。一つは、「教育」や「学ぶこと」をめぐるの、自治体施策の模索であり、川崎市における「地域教育会議」「市民大学」、日立市における「百年塾」「市民教授」などが試行され、実際の取り組みのなかから、「生涯学習」の内容が深められていくこととなりました。二つは、臨時教育審議会の設置であり、2か年の審議を経て、「生涯学習体系への移行」が教育改革の基本として提示されました。三つは、ユネスコによる「学習権宣言」であり、人々の生涯にわたる学習活動を、人間が生きるために不可欠な権利、すなわち、基本的人権としてとらえ、それを保障すべきことが宣言されました。

その後、昭和63年(1988年)の文部省社会教育局の生涯学習局への改組、平成2年の生涯学習振興法の制定を経て、国の教育政策の基本として「生涯学習」の考え方が定着することとなりました。

このように、「生涯学習」をめぐるは、教育基本法、学校教育法および社会教育法にもとづく取り組み、ユネスコなどの国際機関の理念提唱とわが国の教育政策への反映、各自治体における先駆的取り組みなどを経て、その

考え方と具体の活動が育まれてきました。

「生涯学習」をめぐる教育論、実践事例が多く提示されるなかで、これらに学びながらも、各自治体さらには市民一人ひとりが、実際の取り組みのなかで、試行錯誤を繰り返しながら、「生涯学習」の豊かさを追求していくことが求められています。

「生涯学習」をめぐる主要な動きについては5頁の表1-1に記載してありますが、平成2年(1990年)に開設した「茨木市生涯学習センター」の講座内容については、多くの方々から質・量ともに高い評価を得ており、現在まで公民館等とともに社会教育のひとつの拠点として発展・充実してまいりました。

また、学校教育においては、21世紀を目前にして、正義感や他人を思いやる心など、時代を超えて変わらない価値あるものを大切にするとともに、国際化、情報化、科学技術の発展、環境問題等に対応した教育を進め、自ら課題を見つけ学び考え、問題を解決する能力と、豊かな人間性をそなえたたくましく生きるための健康や体力、すなわち「生きる力」を育成することが重要な課題であります。

これらの学校教育の現状や社会教育の成果を踏まえながら、市民一人ひとりが「生涯学習」の主役として、将来に夢や目標を抱き、創造性とチャレンジ精神を存分に発揮できるよう、そして、快適な生活環境と生きがいのある生活を送ることができるよう「生涯学習」の考え方を問い直し、更にその可能性を探ることが重要となってきています。

自己の再発見のための、また、その発見により得た満足感が意欲をさらに生むような「生涯学習」が、市民一人ひとりに根づき、市民と行政とが手を携え、ともに21世紀の都市づくり、故郷(ふるさと)づくりに邁進するところに、茨木の「生涯学習」の未来があると考えます。

□ 参考：「生涯学習」の定義

○中央教育審議会答申

人々は、自己の学習・啓発や生活の向上のために、適切かつ豊かな学習の機会を求めており、これらの学習は、各人がその自発的意思にもとづき、必要に応じて、自己に適した手段・方法を選んで、生涯を通じて行うものであり、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。

出所：「中央教育審議会答申」昭和56年(1981年)

○大阪府生涯学習推進プラン

生涯学習とは、自己の充実や生活向上のために、幼年期から高齢期に至る人生の各段階での課題や必要に応じて、自らの意思にもとづき自己に適した手段・方法を選んで実践する活動である。

出所：「大阪府生涯学習推進プラン」平成6年(1994年)

表 1-1. 生涯学習をめぐる主要な動き

年次	茨 木 市		国 際 機 関	国・審議会	自 治 体	年次
		施設オープン・完成等				
昭和 22				・教育基本法、学校教育法施行		1947
" 23	・茨木町、春日村、三島村、玉櫛村の1町3村が合併し、市制を施行		・国連「世界人権宣言」/第26条で受教育権を提示			" 48
" 24	・自治会ごとに公民館の設置が始まる		・社会教育法施行	・全国的に公民館の設置が始まる		" 49
" 25	・茨木市公民館条例制定					1950
" 26						" 51
" 27	・茨木市立図書館が府立ブックステーションとして発足					" 52
" 28						" 53
" 29	・安威村、玉島村を合併					" 54
" 30	・福井村、石河村、見山村、清溪村を合併					" 55
" 31	・箕面市の一部(旧豊川村の東部)を編入					" 56
" 32	・三宅村を合併					" 57
" 33	・分館方式による公民館活動を廃止し、小学校区ごとに地区公民館を設置する					" 58
" 34				・文部省主催「都道府県社会教育課長研修会」で「社会教育の総合化」が提案される		" 59
" 35						1960
" 36						" 61
" 37	・交通安全都市宣言					" 62
" 38		・衛生処理場				" 63
" 39						" 64
" 40		・ゴミ焼却場	・P.ラングランがユネスコ「成人教育推進国際委員会」で「生涯教育」を提唱	・同和対策審議会答申		" 65
" 41	・市民憲章制定					" 66
" 42	・市の木「カシ」と市の花「バラ」が決まる		・ユネスコ総会で、今後の教育の基本原則として「生涯教育」を採択			" 67
" 43	・市旗制定	市民プール(現 中条市民プール)、市庁舎(第1期工事)、南青少年運動広場(現 若園運動広場)				" 68
" 44	・茨木市同和教育基本方針	・市民会館				" 69
" 45					・秋田県が「生涯教育」の推進に着手	1970
" 46	・市総合計画できる(目標年次 昭和60年)	・下水道安威ポンプ場		・社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対応する社会教育のあり方」/生涯教育に言及	・全国的にコミュニティセンターの設置が始まる	" 71
" 47	・環境保全条例施行	・道祖本解放会館				" 72
" 48	・東奈良遺跡から銅鐸の鋳型発見		・OECD「リカレント教育」を提唱			" 73
" 49	・自動車文庫「ともしび号」スタート	・合同庁舎(消防庁舎・中央公民館・図書館)、福寿荘(現在 福井荘)、沢良宜解放会館				" 74
" 50		・市庁舎(第2期工事)、あけぼの学園、総持寺解放会館				" 75
" 51	・従来の地区公民館を「公民館」とし、中学校区ごとに設置する公民館を「地区公民館」とする	・青少年野外活動センター				" 76
" 52	・保存樹木(林)指定	・学園町分室庁舎、東地区公民館	・成人教育の発展に関する勧告			" 77
" 53		・保健医療センター、茨木自然歩道、豊川地区公民館				" 78
" 54	・青少年健全育成条例施行	・市民体育館、北青少年運動広場(現 福井運動広場)			・掛川市生涯学習都市宣言	" 79
" 55	・全国初の大規模溶融炉操業	・老人福祉センター「敬寿荘」(現在 桑田荘)、沢良宜青少年会館				1980
" 56	・ミナト市と姉妹都市提携	・福祉文化会館、第二市民プール(現 五十鈴市民プール)、西地区公民館		・中央教育審議会答申「生涯学習について」		" 81
" 57	・デイサービス事業スタート	・障害者センター、養精地区公民館、総持寺青少年会館				" 82
" 58		・ボランティアセンター、温水プール(五十鈴)、南地区公民館	・臨時教育審議会設置			" 83
" 59	・総合計画(目標年次 昭和70年)				・川崎市「教育懇談会」設置/2年間教育市民討議を実施	" 84
" 60	・非核平和都市宣言	・文化財資料館、東雲地区公民館				" 85
" 61	・安慶市と友好都市締結	・青少年センター、川端康成文学館、西青少年運動広場(現 春日丘運動広場)、天王地区公民館	・ユネスコ「学習権宣言」/学習が基本的人権の一つであることを採択			" 86
" 62	・第一回生涯学習シンポジウム開催「生涯学習のあり方をさぐる」	・平田地区公民館	・第二次答申「生涯学習体系への移行」を主軸とする教育再構成		・日立市「日立市民の生涯学習推進計画」着手	" 87
" 63	・香川県内海町と姉妹都市提携	・キリシタン遺物史料館	・臨時教育審議会「教育改革に関する最終答申」		・文部省「社会教育局」を「生涯学習局」に改組	" 88
" 64	・情報公開条例施行	・太陽の里、忍頂寺スポーツ公園、畜場				" 89
平成 1	・図書館一般閲覧室午後8時まで延長					" 89
" 2	・茨木市人権啓発基本方針、同実施計画	・老人福祉センター「長寿荘」(現在 西河原荘)、市民総合センター、東青少年運動広場(現 東雲運動広場)、太田地区公民館				1990
" 3		・「生涯学習センター」発足/講座開設	・生涯学習振興法施行	・掛川市「地域・美観・徳育」都市宣言/生涯学習を基本とする都市づくりを宣言		" 91
" 4	・阪急茨木市駅舎内に「行政サービスコーナー」オープン	・健康増進センター、宿泊施設「竜王山荘」	・生涯学習審議会発足	・中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」		" 92
" 5	・学校5日制導入	・中央図書館、富士正晴記念館	・中央教育審議会答申「生涯学習における学校の役割や学習成果の評価について」			" 93
" 6	・在宅サービス供給ステーション事業開始		・生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習振興方策について」			" 94
" 7	・福祉のまちづくり指導要綱施行	・西河原市民プール、シルバーワークプラザ			・大阪府生涯学習推進プラン策定	" 95
" 8	・総合計画(第3次:目標年次 平成17年)					" 96
" 9	・救急救命活動スタート	・葦原コミュニティセンター、障害者デイサービス「しみず」、水尾公園、若園公園バラ園、福井市民体育館	・国連「人権教育のための国連10年」	・生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」		" 97
" 10	・人権擁護都市宣言	・中津コミュニティセンター、水尾図書館		・地域改善対策協議会意見具申		" 98
" 11	・教育関連の生涯学習推進計画提言書					" 99
" 12	・スポーツ施設予約案内システムスタート	・環境衛生センター(第2工場)、障害福祉センターハートフル				" 100
" 13	・「人権教育のための国連10年」推進本部設置、同行動計画等					" 101
" 14	・行政情報案内サービス	・老人福祉センター「沢池荘」				" 102
" 15	・文化財保護条例施行、最初の市指定文化財を指定					" 103
" 16		・庄栄図書館、庄栄コミュニティセンター、耳原公園				" 104

構 想 編

〈構 想 編〉

第 1 章 現状と課題

1. 生涯学習の取り組み状況

(1) 茨木市の概況

本市は、旧茨木町を中心とする 1 町 3 村の合併により、昭和 23 年(1948 年)に市制を施行しました。旧茨木町は城下町の歴史をもち、おちついた街並みを今に伝えています。また、本市は、昭和 29 年(1954 年)から 32 年(1957 年)にかけて周辺 8 か村を合併し、ほぼ現在の市域を形成しました。

市域の北部(北部地域、山麓地域)は、森林や観光レクリエーション資源に恵まれており、こうした環境のなかに大学が立地し、現在、学術・文化・国際交流拠点の形成をめざして「彩都(国際文化公園都市)」の建設が進められています。一方、市域の南部(中心地域、南部地域)は、高度経済成長期に市街化が進み、郊外住宅地が形成され、鉄道駅周辺には商業業務機能が集積し、幹線道路沿道には産業・流通機能が立地しています。

そして、本市は、ノーベル文学賞受賞作家の川端康成や竹林の清人といわれた富士正晴、また、オリンピックや各種の世界規模の大会に出場するようなスポーツ選手など多くの人材を輩出し、文化・スポーツのまちとしての伝統をもっています。

(2) 生涯学習に関する施設の整備状況

本市は、全小学校区に公民館またはコミュニティセンターの配置を進めています。これに加えて、中央図書館－図書館分館－図書館分室から成る図書館網や、青少年施設、社会体育施設などを整備し、これまで生涯学習推進に関する基礎的な施設を充実してきました。

また、文化財資料館、キリシタン遺物史料館、川端康成文学館、富士正晴記念館、4 つの市民ギャラリー、舞台(劇場)をもつ市民会館・福祉文化会館・市民総合センターなどの文化施設を整備してきました。平成 7 年度末には、財団法人茨木市文化振興財団を設立し、市民の要望に即した文化事業を展開しています。

また、平成 2 年度から生涯学習センターを運営し、より専門的な学習機会を市民に提供しており、多彩なプログラムは市民の高い関心を得ています。

図1-1.生涯学習に関する施設の整備・立地状況

	全市レベル	地域・地区レベル	小学校区レベル	
市の施設	市民会館 (ユーアイホール)			
	市民総合センター (クリエイトセンター)			
	(仮称)女性総合センター (平成11年12月完成予定)			
	中央図書館	図書館分館	図書館分室	
	中央公民館	地区公民館	小学校区公民館 コミュニティセンター	
	教育・文化・コミュニティ	解放会館		
	青少年センター			
	青少年野外活動センター			
	市民体育館	青少年会館		
	市民プール	地域体育館		
	ミ	運動広場		
	ユ	テニスコート		
	ニ			
	テ			
	イ			
		中学校		
			小学校 幼稚園 保育所	
	福祉・健康・環境・安全	福祉文化会館 (オークシアター)		
		社会福祉協議会		
シルバー人材センター				
障害福祉センター (ハートフル)				
障害福祉会館				
通所授産施設 (かしの木園)				
デイサービスセンター				
老人福祉センター				
太陽の里			道祖本老人憩いの家	
保健医療センター		解放会館		
健康増進センター				
環境衛生センター				
浄水場・アクアスペース				
公園運動場 公園・緑地				
消防本部・消防署	分署			
市以外生涯学習関連施設	大学・短大・高校・私立中学校			
	私立幼稚園・民間保育園			
	三島府民センター			
	保健所			
	公共職業安定所			
	国際協力事業団大阪国際センター			
	商工会議所			
	農業協同組合			
	中央卸売市場			
	民間カルチャーセンター、スポーツセンター			
	その他			

(3) 市教育委員会の取り組み

市教育委員会では、前記施設等において、各種講座の運営、展覧会・演奏会等の文化事業、教育相談、各種スポーツ教室・講習会・大会等の開催や市民の自主的なサークル活動への場の提供など、市民の意向に応じ学習機会を充実しています。

(4) 市行政各部課の取り組み

市行政各部課では各々の日常業務を進めながら、市民生活に必要な各種刊行物の配布、市政全般にわたる広報広聴活動、人権の尊重、まちづくりや環境などに関する講座・事業などを通して、学習資源や機会を市民に提供しています。

これらは、「市民ハンドブック・市内地図」「市政を知り学ぶ会」「人権啓発事業」「こどもエコクラブ事業」「花と緑の街角づくり推進事業」「行政情報提供サービス事業」などの具体的事業として実施しています。

(5) 市民の取り組み（詳細は10～11頁を参照）

「茨木市における生涯学習に関するアンケート調査（以下、『市民意向調査』という。）」によると、回答者の約8割の人が「生涯学習」ということばを知っているとし、約5割の人が、過去1年間に、何かを学んだり、習ったりしたことがあるとしています。

学習内容および学習の場所や方法については、次頁以降に「2. 生涯学習に関する市民意向」として詳細を示しています。

市民意向調査（アンケート）について

- 平成9年6月 社会教育課実施
- 本市内に在住する満20歳以上の男女4,000人（転居等のため実数は3,955人）を無作為抽出し、そのうち1,404人（男583人、女810人、無回答11人）の方々から回答をいただいたものです。
- 比率はすべて百分率で示し、小数第一位を四捨五入して算出してあります。
- 1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよい場合、回答の合計値は100%を上回ることがあります。

2. 生涯学習に関する市民意向

本市市民の生涯学習に関する経験の有無、考え方や意向を把握するため、平成9年6月に「市民意向調査」を実施しました。次に調査結果の要旨を示します。

(1) 生涯学習の認知・内容・必要性

生涯学習という言葉を知っているという回答は83%であり、「知らない」という回答は15%となっています。

生涯学習の内容については、回答の90%が「趣味や教養を高めて人生を豊かにするもの」としており、次いで、「ボランティア、福祉、人権、環境問題など市民生活を高めるもの」44%としています。

また、自分自身について、生涯学習を「必要と思う」とする回答が80%であり、「必要と思わない」4%、「わからない」15%となっています。

(2) 生涯学習経験の有無

過去1年間に、何かを学んだり、習ったりしたことが「ある」とする回答者は53%います。一方、「したことがない」とする回答が47%あり、その理由を「時間のゆとりがなかった」57%、「学習の場・時間・機会等についての情報が手にはいらなかった」23%、「自分に合うものが見つからなかった（健康、体力、学習のレベルなど）」18%、「関心がなかった」18%としています。

学習経験の内容は、「書道・絵画・手芸・園芸・華道など趣味やけいこ事に関すること」45%、「パソコン・ワープロなど仕事に必要な技術・知識に関すること」27%、「球技・キャンプなどスポーツ・レクリエーションに関すること」25%、「政治・経済・文学・歴史・外国語など教養を高めるもの」23%となっています。

(3) 生涯学習の目的

生涯学習を行う目的については、回答の79%が「趣味や教養を高め人生をより豊かにするため」としており、次いで「健康の維持、増進のため」30%、「職業上必要な知識・技能を獲得するため」24%となっています。

(4) 生涯学習の方法

学んだ方法については、「カルチャーセンター、スポーツクラブなどの民間企業が行う講座、教室」27%、「書籍、雑誌、新聞を使用した自主的な学習」「市や市教育委員会が行う講座、講演会など」「個人教授（茶道・華道・美術・書道等）による教室」が各々23%、「自主的なグループ・サークルによる活動」22%となっています。

(5) 生涯学習の場所

学んだ場所については、回答の42%が「民間のカルチャーセンター、個人の教室」とし、次いで「その他」20%となっており、その他については「自宅」「個人の家」とする回答が多くあります。

「過去1年間に何かを学んだり習ったことがない」人で、今後、何かを学ぶ場合、利用したい市の施設については「地区公民館」36%、「図書館（中央、中条、水尾）」32%、「小学校区公民館」20%、「市民体育館など公共スポーツ施設」20%などとなっています。

(6) 本市主催講座の認知・参加状況

生涯学習センターにおける生涯学習講座を「知っていた」とする回答は31%で、「知らなかった」回答は66%となっています。「知っていた」と回答したもののうち、生涯学習講座に「参加したことがある」は19%にとどまり、「参加したことがない」は81%となっています。

(7) 市内の大学・短大・高校・中学校・小学校の利用

回答の65%が「なにかを学ぼうとするとき、市内の大学・短大・高校・中学校・小学校を利用したい」としています。「利用したい」とした回答者が期待する内容は「一般公開講座」56%、「スポーツ施設（体育館、グラウンド、プール）の開放」33%、「仕事に必要な技能や資格取得のための講座」26%などとなっています。

また、「小・中学校の先生の話聞く機会があれば良い」とする回答が46%あり、話を聞く機会を望む回答者は「子育て・教育・親子関係のあり方」50%、「保健、医療的なこと（老人介護、健康管理など）」25%などを期待しています。

(8) 生涯学習情報の入手経路

生涯学習に関する情報の入手経路は、「市の広報紙『広報いばらき』」71%、「自治会・町内会の回覧板や掲示板」24%、「新聞」17%などとなっています。

(9) 本市が取り組むべき生涯学習の推進方策

「市民の皆さんの生涯学習を進めていくために、茨木市はどのようなことをすべきでしょうか」という問いについては、回答の64%が「公民館、生涯学習センターなどが気楽に利用できる条件や雰囲気をつくる」べきだとしています。次いで、30%が「生涯学習についての相談窓口を増やし、知りたいことがすぐわかるようにする」べきだとしています。

3. 生涯学習推進に関する行政課題

生涯学習の取り組み状況、生涯学習に関する市民意向を踏まえ、本市が生涯学習を推進していく上での課題を示します。

(1) 生涯学習に係る市民参加の促進

本市では、小学校区で、公民館等の建設と運営、小学校教頭の公民館運営への参加などが進められてきました。このような、小学校区など市民にとって身近な地域での、生涯学習やまちづくり活動の重要性は、阪神・淡路大震災の教訓からも再評価されました。また、日頃の生涯学習活動を通じての人間関係が避難生活などに生かされた例もありました。

「市民意向調査」結果では、自分自身にとって生涯学習が「必要と思う」とする回答が80%あり、こうした潜在的な学習需要を、小学校区など身近な地域で、あるいは、全市的に受けとめ、市民が主体となった生涯学習活動を展開していくことが必要になっています。

このためには、市行政各部門で生涯学習事業を提供していく際にも、事業の企画・運営に関して、市民の積極的な参加と協力を求めていくことが課題となります。

(2) 生涯学習に係る個別事業の連携と役割分担

本市では、市行政各部課で講座、催し物など、さまざまな事業を企画・実施し、重要な学習資源を形成してきました。しかし、これらの事業は広報的な性格をもち、個々に事業を展開している傾向があります。

今後、全市的な生涯学習推進の観点に立ち、市民の学習意向に応じて、個々の事業を、より効果的に市民に伝え、参加を促していくことが重要であり、市行政各部課が、情報提供をはじめとし、生涯学習に係る事業を連携させ、適切に役割を分担していくことが課題となっています。

(3) 生涯学習に係る事業運営の工夫

市行政各部課が市民に参加を呼びかけている、生涯学習に係る事業の一部には、参加者や事業内容の固定化、参加者数の漸減などの傾向があります。今後、生涯学習に係る個別事業について、参加者の年齢や性別の偏りなどを点検し、より幅広い参加者層の誘引など、事業運営を工夫していくことが課題となっています。また、講座によっては、受講希望者が定員を上回る場合もあり、市民の学習意欲を大切に、大学、高校や関係各種団体等の協力を得るなどの工夫が求められています。

(4) 生涯学習に係る施設・設備の充実

本市では、周辺都市と比較しても高い水準で生涯学習に係る施設整備を進めてきました。しかし、一部の施設では、施設の狭小、老朽化などの問題点が指摘されており、会議室や研修室の充実、駐車場の確保、子どもの一時預かり施設や受講生が憩える場づくりなどが求められています。

「市民意向調査」結果では、過去1年間に生涯学習の経験がないとする回答者の57%が「時間のゆとりがなかった」ことを、生涯学習を「したことがない」理由だとしています。また、64%が「公民館、生涯学習センターなどが気楽に利用できる条件や雰囲気をつくる」ことが市のなすべきことの一つだとしています。さらに、65%が「なにかを学ぼうとするとき、市内の大学・短大・高校・中学校・小学校を利用したい」としています。

こうしたことから明らかなように、今後、市民のだれもが、「いつでも、どこでも」、生涯学習活動を始められるよう、学習内容の多様化、さらに、高度化・専門化に対応し、生涯学習に係る施設を量的・質的に充実していくことが課題となっています。

第 2 章 基本的な考え方

1. 自分自身を発見する／生涯学習の定義

(1) さまざまなとらえ方

「市民意向調査」では、多くの市民が、自由回答欄を利用して、生涯学習について自らの考え方を示しています。

(ことばの印象)

市民のなかには、「生涯学習は何を学習するのかよく分からない」「家族にも生涯学習のことを問いかけてみましたが誰も知りませんでした」という率直な意見があります。また、「生涯学習という言葉は堅苦しくて取っつきにくいイメージがある」ので、「生きがい学習」「自治体がサービスする学習」などの呼称にすべきだという提案もあります。

(生活の総体・学ぶことの実用性)

「生涯学習」ということばを正面から受けとめようとする人のなかには、「ことばのとおり生涯とは人生」「生涯学習とは人生のこと」ととらえ、「生きていく中でいろんな経験をし、考え、あるいは悩み、自分なりの考えを出し」「その繰り返しで人間として成長していく、これが生涯学習だ」とする意見があります。

あるいは、「老母と暮らすようになり、車椅子の押し方とか介護の方法を学べたらいいと思うようになりました。また、家にいてもできるような点訳を学んでボランティアをしたいとも思っています」「私にとっての生涯学習は実生活に役立つことが身につけられる、また、将来やりたいことについて資格が取得できるということです」というように実用的な学習を尊重する考え方があります。

(学ぶことを楽しむ・人との交流)

学ぶことの楽しさや豊かさを実感した人のなかには、「子どもの勉強を時々見ているとつい夢中になってしまうことがあります。今になって勉強のおもしろさ、楽しさがわかるのです。昔のようにノルマをこなすような勉強ではなく、自分から進んで積極的に勉強ができるのです」「年齢に応じ自分の興味のあることを学んだらいいと思います。そして学ぶことを楽しんだらいいと思います」とする意見があります。

また、「ピアノと英会話を学んでおります。今のところ、先生につかず独学です。私にとって生涯学習とは、日々の生活や心を豊かにしてくれる一杯

のおいしいお茶のようなものです」というように、ことばの定義にこだわることなく、自ら学ぶ喜びを大切にすることがあります。

さらには、「人との交わりを通じ、何でも良い雑学で十分、楽しく人との輪を広げることが大切」とする、学習の内容にこだわらず人との交流に意義を見いだす人がいます。

(2) 学ぶことを問い続ける

「生涯学習」をめぐって、茨木市民のなかに、次に示すようにさまざまなとらえ方が確認できました。

- 1) ことばの印象を評価する事例
- 2) ことばの定義から「生涯学習」をとらえ、それは人生そのものであり、そこに人間としての成長を見いだそうとする事例
- 3) 生活のなかで、学ぶことの有用性に注目する事例
- 4) ことばの定義や学習の内容にこだわることなく、自ら学ぶ楽しさを大切にしようとする事例
- 5) 学ぶことを介して人との交流に意義を見いだそうとする事例

これらはいずれも、「生涯学習」をめぐっての率直で誠実な取り組みであるといえます。そして、さまざまな「生涯学習」のとらえ方がありながらも、一人であるいは人とのかかわりのなかで、学ぶことに自分自身の可能性を見いだしていこうとするところに共通点があります。

こうしたことは、「提言書」においても提示されています。「提言書」では「人は、生きているその時点での自分自身を自分の総てだと思いがちで、心の底や身体の中に未知・未発見の自分が在ることに、自分自身ですら気づくことは容易ではありません。『生涯学習』の場に身を置き、そこから得た知識と技術を運用できる、自己の叡智とエネルギーを活用して、未知・未発見の自分を発見し、新しい生き方を人と人との間で探求してこそ、初めて人間として生きる満足感を得ることができる、と思うのです。」とし、「未知・未発見の自分を発見」することや「新しい生き方を人と人との間で探求」することに生涯学習の本質を見いだそうとしています。

このような、本市市民に共通している生涯学習のとらえ方や「提言書」の趣旨を念頭におき、本市において市民と市行政が取り組むべき「生涯学習」を、一人であるいは人とのかかわりのなかで、「学ぶことを通じて自分自身の可能性を発見しようとする活動」としてとらえることとします。

そして、今後も、学習活動の展開のなかで、市民一人ひとり、市行政各部署が「生涯学習とはなにか」という問いかけを続け、「学ぶこと」のより良いあり方を模索していきます。

2. 学ぶ喜びをまちの誇りと豊かさに／生涯学習の推進目標

(1) 学ぶ機会を充実・支援する

先に、本市において取り組むべき生涯学習を、一人であるいは人とのかかわりのなかで、「学ぶことを通して自分自身の可能性を発見しようとする活動」としてとらえました。

しかし、「提言書」が指摘するように、生涯学習のもつ可能性については自分自身ですら気づくことは容易ではなく、子育てや仕事が忙しい人にとっては、日々の暮らしのなかで、学ぶ時間を確保することが難しいのも現実です。そして、市民のなかに「勉強したいと思うのだが、よほどおもしろいことか、日々の暮らしに役立つことで、容易に学習できる機会に恵まれていないと、なかなか取り組めない」「子育て中で時間がとれない」「毎日の目の前の生活があるため、休日の日もゆっくりと休めない。生涯学習などという絵に描いたもちには口には入らない」といった実感があることも事実です。

一方で、中国を始めとする外国からの帰国者や渡日者等に対する異文化理解や日本語教育の問題、さらには差別や貧困、あるいは障害を理由として教育の機会から疎外されてきた人々等に、学ぶための基本として、人間としての尊厳にかかわる重大な問題としての、文字の読み書きを学ぶための識字学級の充実という課題があります。

こうしたことを考慮すると、学ぶことについて「できるだけ多くの出会いや機会をつくる」ことが重要であり、市民一人ひとりが、何かをはじめようとする時に、市行政がそれを支援していく必要があるといえます。「提言書」が指摘するように、「市行政が（中略）手間・暇かけ、市民の活動ができる空間を確保し、人と人をつなげていくよう支援する」ことが重要であり、市民の生涯学習の機会を充実・支援することは市行政の責務であるといえます。

(2) 学ぶ喜びをまちの誇りや豊かさに結実していく

多くの市民が機会を得て学び始める、それを市行政が支援する。こうした構図について、市民の一人は、「市行政の社会の流れに対する敏感さは、市民にとって誇り」であるとし、「このまちと人が好きだと思えるようにしていきたい。私自身、生涯学習センターがどこにあるのかさえ知らなかった。中央図書館などは、平日でもにぎわっており、本も多く、楽しめる空間だと思う。そのような空間や人の動きは、茨木市民のなかで、地域への関心を生んでいると思う」と評価しています。

学ぶことを通して自分自身の可能性を発見することは、「自分の世界観、価値観を問い直すこと」であり、学ぶ過程で生じるさまざまな試練を克服した後、「自分や家族のために、社会のために、学ぶことは楽しいじゃないですか」という呼びかけや、茨木というまちの魅力の発見や文化性豊かなまちづくりにつながることを期待されます。こうしたことから、茨木市における生涯学習の推進目標を「学ぶ喜びをまちの誇りや豊かさに結実していく」ととします。

そして、こうしたまちが、さらに、市民の学ぶ心を育んでいくことを目指します。

3. 生涯学習推進の位置づけ

(1) 基礎的な生涯学習の推進

「茨木市総合計画」では、「やさしさと活力ある、文化の香り高い都市の構築」を基調として、やさしさあふれる「福祉実感都市」、活力みなぎる「機能躍動都市」、文化ひろがる「環境魅力都市」を都市像として掲げ、その実現に向けて、総合的、計画的な行政運営を図るものとしています。

「生涯学習」は「茨木市総合計画」においては、文化ひろがる「環境魅力都市」のなかで、「教育・文化とスポーツ」の項目に記載されています。この項目では、学校教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツの各施策が示されています。このような、市教育委員会が所管する学校教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツの各施策については、市民の生涯学習機会を充実・支援する観点から、市行政のなかで「基礎的な生涯学習の推進」と位置づけます。

また、「提言書」が指摘する「茨木市と大阪府・府下の他都市も含めた情報網を作る」ことについては、当面、市教育委員会の部課において、茨木市内外における生涯学習活動や関連する情報の収集・蓄積・提供・連携・調整を進めながら、「提言書」が例示する各事業の成立条件などを考慮し、事業毎に市行政のなかでの位置づけを検討していきます。

(2) 全市的な生涯学習の推進

本計画では、生涯学習を「学ぶことを通して自分自身の可能性を発見しようとする活動」としてとらえ、その推進目標を「学ぶ喜びをまちの誇りや豊かさに結実していく」こととしました。ここに示す、「学ぶこと」は、市民生活のあらゆる局面を含むものであり、市民生活に密着する業務を取り扱う市行政各部課においては、日常業務と生涯学習との関連を問い直し、生涯学習への取り組みを強化していくことが求められます。

「提言書」においても「生涯学習を教育関連に留めることなく（中略）民生・福祉・産業・労働・保健・環境・人権等、人間生活にかかわる全ての分野も、茨木市の生涯学習の推進と発展のために取り組むことは、極めて重要である」としています。

このような市行政全部課に要請される生涯学習の取り組みを、市行政のなかで「全市的な生涯学習の推進」と位置づけます。今後、市行政各部課の専門知識や経験を活かしながら、日常業務のなかで市民の生涯学習を支援することや、日常業務にもとづき生涯学習事業を市民に提供していくことが重要になります。

図2-1.生涯学習推進の位置づけ

茨木市の都市像	行政分野	生涯学習推進の位置づけ
<p>やさしさあふれる 「福祉実感都市」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非核平和 ○ 基本的人権 ○ 同和対策 ○ 女性政策 ○ 地域福祉 ○ 児童福祉 ○ 高齢者福祉 ○ 障害者福祉 ○ 保健医療 等 	<p><全市的な生涯学習の推進></p> <p>① 市行政各部課の日常業務のなかでの生涯学習活動の支援</p> <p>② 市行政各部課の日常業務にもとづく生涯学習事業の提供</p>
<p>活力みなぎる 「機能躍動都市」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報と交流活動 ○ コミュニティ ○ 交通 ○ 水と廃棄物 ○ 産業 ○ 消費生活 等 	
<p>文化ひろがる 「環境魅力都市」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全 ○ 都市景観 ○ 防災・消防 ○ 防犯・交通安全 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育 ○ 生涯学習 ○ 芸術・文化 ○ スポーツ・レクリエーション </div> <p style="text-align: center;">等</p>	
		<p><基礎的な生涯学習の推進></p> <p>③ 生涯学習機会の充実・支援</p> <p>④ 市内外における生涯学習活動や関連する情報の収集・蓄積・提供・連携・調整</p>

4. 生涯学習推進の基本視点

本市において「学ぶ喜びをまちの誇りや豊かさに結実していく」ことを目標に、「基礎的な生涯学習の推進」および「全市的な生涯学習の推進」の実施に際して、基本とすべき視点を整理します。

(1) 人権の尊重を学びの基本として

本市において市民と市行政が取り組むべき生涯学習を、一人であるいは人とのかわりのなかで「学ぶことを通して自分自身の可能性を発見しようとする活動」ととらえることとしました。こうした活動は、人権尊重の意識を地域に根づかせることなしに推進できるものではありません。

平成7年(1995年)3月の「人権擁護都市宣言」にもうたわれているように、私たちは、あらゆる差別のない社会を築き、人権が守られた豊かで住みよい都市づくりをめざしております。生涯学習の場においても、市民一人ひとりが同和問題、在日外国人問題、障害者問題、女性問題などのさまざまな人権問題を学習することにより、理解と認識を深め、人権意識の高揚を図ることが必要であると考えます。

そして、茨木という地域で生活する全ての人々の基本的人権が尊ばれ、あらゆる分野で自らの能力を最大限に発揮して、より豊かな人生をおくることができるようすることが重要であり、生涯学習推進のさまざまな局面で、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重することを学び身につける取り組みを進めます。

(2) 市民の意思を学びの基本として

本市は「茨木市総合計画」において「市民の積極的な参加と協力により、まちづくりを推進する」ものとし、これまで、市政運営のさまざまな局面での市民参加を進めてきました。また、「提言書」においても「本来、生涯学習を推進していくのは市民自身で」あり、「市民の中にあるエネルギーやプランを活かす」べきことを指摘しています。

こうしたことを念頭におき、生涯学習の推進に際しては、市民の意思や主体性の尊重を基本とし、生涯学習事業の提供、生涯学習活動の支援を行います。

(3) 学ぶことを基本としてより良い「環境・まちづくり」の実現につなげる

市民一人ひとりが発意することによって得られた学習成果を、日常生活に活かしながら、その成果を住みよいまちづくりにも還元していくことが期待されます。一人ひとりが学ぶことは、身近なまちづくりから都市づくりへ、あるいは、日々の生活にかかわるゴミ問題から地球環境問題へというように、生活や地域社会を見直し、誇りや豊かさのあるまちづくりにつながる可能性をもっています。

こうした可能性を、市民が主体となったより良い「環境・まちづくり」の実現につなげていきます。

(4) 「いつでも、どこでも学べる」を基本に生涯学習施設等を整える

市民が「なにかを始めたい」と思った時に、時間的、地理的な制約を克服して、学び始めることができるようにする必要があります。

これまで、本市では、小学校区で、社会教育施設を中心として学ぶ環境が整備されてきており、今後、このような財産を基盤に、市内に立地する大学、短大、高校、関係各種団体、民間企業の協力を得ながら、鉄道駅、銀行、郵便局などを活用し、生涯学習にかかる施設・設備の整備を「いつでも、どこでも学べる」を基本に進めていくものとします。

また、生涯学習にかかる施設の運営面についても、学習の場・時間・機会等に関する情報を市民に的確に伝えていくことに配慮しながら、充実していきます。

編 画 計

〈 計 画 編 〉

第 3 章 生涯学習推進の取り組み

1. 体系的な取り組み

茨木市では、これまで、さまざまな学習機会を設け、生涯学習に係る事業を展開してきました。このような事業は、今後、「第 2 章 基本的な考え方」に沿い、市民にとって、より身近で、参加しやすいものにしていくことが求められます。このため、各章において体系的に次のような取り組みを示します。

第 3 章では、本市のまちづくりにかかわって、市民と行政の協力により取り組むことが望ましい学習分野を 6 つに区分し、各分野で進めるべき事項を示します。

第 4 章では、学習段階に応じた取り組みや、市民の生涯学習を支えるまちづくりについて、とくに重点的に取り組むべき事項を示します。

第 5 章では、生涯学習の推進体制について示します。

①学習分野に応じた取り組み（第 3 章）

- ・市民と行政が協力し、取り組むことが望ましい学習分野を、茨木市総合計画をもとに 6 つに区分し、各分野で進めるべき事項を確認する。
- ・行政が支援すべき事項を分野別に整理する。

②学習段階に応じた取り組み（第 4 章）

1)学ぶきっかけをつくる

- ・市民が、生涯学習を身近なものとしてとらえ、気軽に学習活動に取り組むことができるようなきっかけをつくる。

2)学びの輪を広げ学習内容を深める

- ・学習し始めた市民や学習し続けている市民が、さらに学習を深め、幅広い活動・交流を展開していく。

3)学んだ成果を分かちあう

- ・市民が、学習成果をまちづくりや福祉活動などに生かすなど、学習成果を社会還元していく。

③生涯学習を支えるまちづくり（第 4 章）

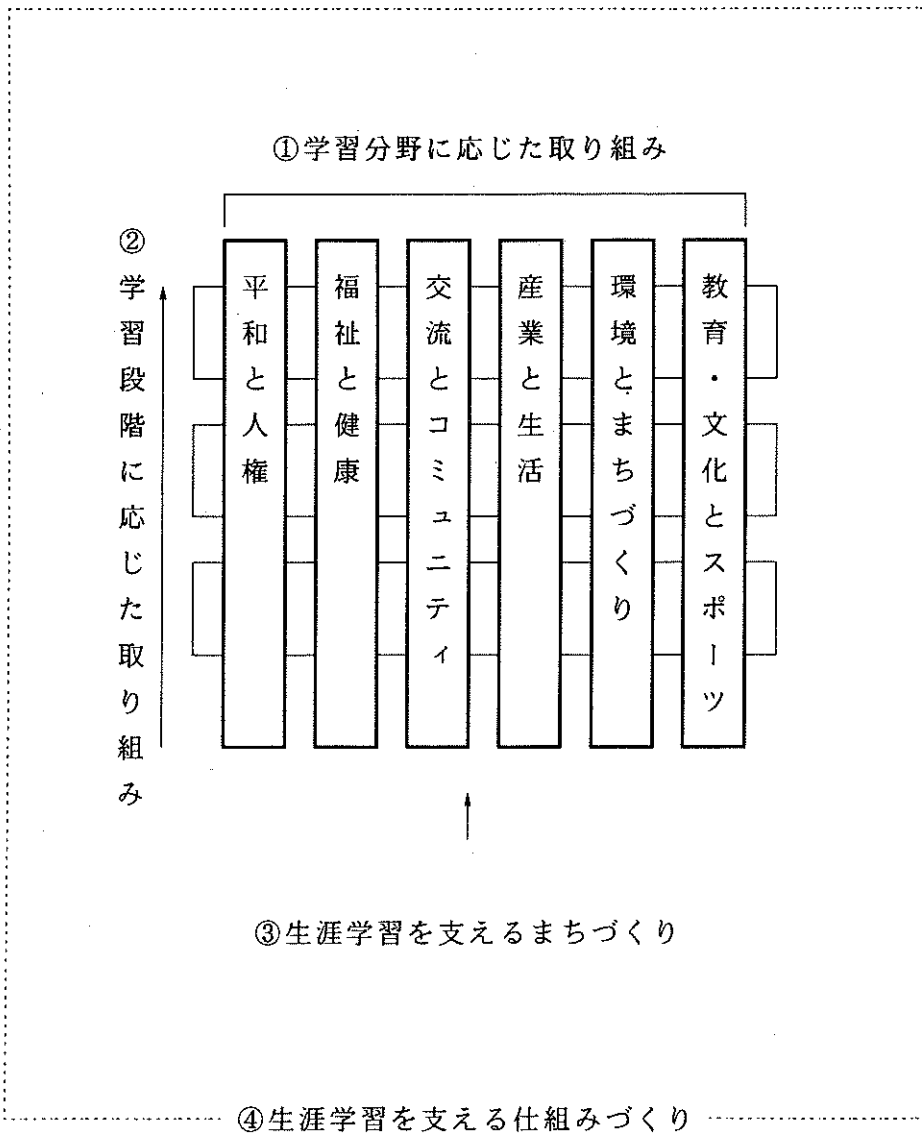
- ・市民が、学習施設を気軽に利用でき、市全域が生涯学習の現場（フィールド）となるような、市民の生涯学習を支えるまちづくりを進める。

④生涯学習を支える仕組みづくり（第 5 章）

- ・生涯学習を推進するために、市民と行政の取り組み気運を醸成し、必要となる組織体制を整える。

図3-1.生涯学習推進の体系的な取り組み

学ぶ喜びをまちの誇りや豊かさに結実していく



2. 平和と人権

(1) 非核平和の啓発推進

本市では、昭和59年(1984年)に「非核平和都市宣言」を行っています。この趣旨に沿って、これまで、文化財資料館での戦争と平和コーナーの設置、非核平和展及び巡回「非核平和パネル」展の開催、非核平和資料の貸出など、非核平和の啓発を進めてきました。

わが国では、今日まで50数年にわたり平和を享受してきましたが、世界においては、その平和と安全は全人類の願望であるにもかかわらず、核兵器や戦争は廃絶するに至らず、今もなお、人々は生存の危機に立たされています。

今後、日本の平和のみならず世界の平和を求め、本市におけるこれまでの取り組みを継続し、核兵器の廃絶と平和の尊さを訴え続けることが重要であり、市民一人ひとりが、平和の尊さやその実現に向けての行動のあり方を学ぶ機会を充実し、平和の願いが地域に根づき、国際社会にその願いを訴え続けていけるような、非核平和の啓発を進めます。

(2) 人権擁護活動の推進

本市では、あらゆる差別の解消と市民の人権意識の高揚を図るため、これまで、「人権啓発基本方針」「人権啓発計画」の策定および具体化を進めてきました。また、人権作品の募集および発表会や人権啓発冊子「しあわせへのみちびき」の全戸配布などを行ってきました。これとともに、平成7年(1995年)には「人権擁護都市宣言」を行い、行政と市民が一体となって人権尊重の都市づくりに取り組んでいます。今後、人権問題と市民の日常生活の深いかわりについて具体事例を通して学ぶ機会を充実し、人権擁護活動を推進します。

また、世界中に人権という価値観を広げ、世界中を人権文化でみたそうとする「人権教育のための国連10年／平成7年(1995年)～平成16年(2004年)」の取り組みと連携しながら、市民一人ひとりが、交流や参加を通してお互いが理解しあい、日常生活のなかで人権尊重を当然のこととして実践する「人権文化の創造」を進めます。

(3) 同和問題への取り組み

同和問題は、人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題であります。その解決に向けた生涯学習については、家庭や地域の教育力の差異によって新たな較差や差別を生じさせることがないように、人権尊重の視点にたって推進する必要があります。

ます。

このため、同和地区の人々の自己学習力とそのエンパワメント（自己の可能性を信じ、逆境から立ち上がり自己実現につなげていくこと）を高め、地区内外の人々との相互交流を促進して、周辺地域と一体となったコミュニティづくりが大切であると考えます。

そのためにも、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、広く市民の共感が得られるよう、さらなる創意工夫を凝らし、市民の日常生活の中で実践的に人権意識を培う等の取り組みを進めます。

(4) 男女共同参画社会の推進

社会の中で、男女がともに自らの個性や能力を発揮しながら、あらゆる分野に参画することが、男女がともに自立し、豊かに生きるための社会づくりにとって重要です。本市では「茨木市女性問題総合施策」を策定し、固定的な性による役割分担意識の解消、女性の自立や地位向上に向けて、女性の参加・学習機会に配慮し、託児付き講座などを開催するとともに女性相談や交流事業を行ってきました。

今後、男女共同参画社会の実現に向けて、市民と行政がともに取り組むことを基本として、男女平等意識を高めるため、市民の関心や学習意欲の喚起などに重点をおき、市民の自主的・主体的な生涯学習活動を支援します。

また、（仮称）女性総合センターと生涯学習センター・公民館等との連携を密にし、市民各層の参加・参画を進めるよう、学習機会の充実や情報提供等を行います。

表3-1. 「平和と人権」に関する生涯学習事業

学 習 項 目	関 連 す る 生 涯 学 習 事 業
<p>(1) 非核平和の 啓発推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非核平和ビデオ・映画の貸出し ・ 非核平和街頭キャンペーン ・ 非核平和展及び巡回「非核平和パネル」展 ・ 「戦争と平和コーナー」常設（文化財資料館） ・ 「非核平和都市宣言」の趣旨を踏まえた活動
<p>(2) 人権擁護活動 の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出版物等による啓発（「しあわせへのみちびき」発行等） ・ 人権擁護街頭キャンペーン ・ 人権作品の募集及び発表会 ・ 人権問題企業研修会 ・ 「人権擁護都市宣言」の趣旨を踏まえた活動 ・ 生涯学習センター、公民館等による人権講座 ・ 茨木市人権啓発推進協議会等による事業 ・ 世界人権宣言茨木連絡会議による事業
<p>(3) 同和問題への 取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解放会館による事業 同和問題の啓発 地域住民の自主的学習活動の促進 講習、講座、識字学級 地域交流事業 情報資料の提供 ・ 青少年会館による事業 ・ 同和問題企業研修会 ・ 茨木市同和事業促進協議会による事業
<p>(4) 男女共同参画 社会の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「茨木市女性問題総合施策」にもとづく事業 講演会・研修会・講座・フォーラム等の開催、啓発資料 の作成・収集・提供 ほか ・ 労働相談窓口の設置 ・ レディースワーク講習会（大阪府と共催）

3. 福祉と健康

(1) 障害者の社会参加の推進

障害のある人が社会の一員として、障害のない人と同様に、生きがいをもって住み慣れた地域社会で生活し、社会に参加できる機会を保障していくことが求められています。

このため、市民が障害者に対する理解を深め、障害者の自立と社会参加が得られるよう、ボランティア活動の育成、障害者のための職場づくりとそのため啓発・学習活動の充実、スポーツ・レクリエーション活動や地域活動に参加する機会を充実します。

(2) 生きがいと健康づくりの推進

高齢社会を迎え、生きがいや健康づくりが重要になってきました。高齢者の多くは、豊かな経験、知識をもち、働く場や自己の能力を発揮できる場を求めています。

本市では、これまで、シルバー人材センターにおける臨時的・短期的な仕事の提供や技能習得講習、老人クラブ連合会等との共催による年1回のゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会、年2回のハイキング等、高齢者が積極的に身体を動かしながら人とのつながりが広がるような場づくりに努めてきました。

こうした取り組みに加え、今後、高齢者がボランティア活動などに参加できる機会の充実、高齢者の職業経験や専門知識を生かした地域社会への貢献、さらには、高齢者自身による職場づくりの支援などに取り組めます。また、健康な老後の生活を送るため、あるいは日々の生活を豊かにするため、市民一人ひとりが、心身とも健康で充実した生活を送ることができるよう保健所等の関係機関と連携しながら健康づくりを推進します。

(3) ボランティア活動の育成

本市では、地域福祉ボランティア活動を育成・強化するため、ボランティアセンター（社会福祉協議会）を拠点として、各種ボランティアグループの交流と連携が進められています。

ボランティア活動は自発性、無償性、社会性をもち、活動そのものが自己実現につながる可能性をもっています。また、市民一人ひとりの学習成果が、実践を通してさらに深められることが期待されます。

今後、生涯学習の成果をボランティアに生かすことにも配慮し、人権擁護、地域福祉、環境保全、国際交流など多様な分野においてボランティア活動を育成するとともに、その活動支援を図

表3-2. 「福祉と健康」に関する生涯学習事業

学 習 項 目	関 連 す る 生 涯 学 習 事 業
<p>(1) 障害者の社会 参加の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉会館による事業 ・ 「かしの木園」による事業（軽作業、自主生産作業） ・ 障害福祉センター（ハートフル）における創作的活動、各種講座 ・ 早期療育指導、相談事業「すくすく教室」 ・ 心身障害児通園事業「ばら親子教室」 ・ 障害者デイサービスセンター「しみず」による事業 ・ 障害者雇用促進セミナー（茨木公共職業安定所と共催） ・ 手話通訳者等養成講座、登録手話通訳者研修会 <p style="text-align: right;">* (3) に再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 声の広報、点字広報の発行 ・ 身体障害者スポーツ大会、障害者レクリエーションの集い ・ 街頭キャンペーン
<p>(2) 生きがいと健 康づくりの推 進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療センターによる事業 健康展、健康相談、健康教育、健康診査等寝たきり予防事業や健康づくり事業 ・ 健康増進センターによる事業 健康増進運動教室、トレーニング ほか ・ 老人福祉センターによる事業 ・ 単身高齢者ふれあいのつどい開催事業 ・ ゲートボール練習広場管理事業 ・ レクリエーションのつどい、ゲートボール・グラウンドゴルフ大会 ほか ・ シルバー人材センターによる事業
<p>(3) ボランティア 活動の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨木市社会福祉協議会による事業 ・ ボランティアセンターへの支援 ボランティアの需給調整、指導、講座開催 ガイドヘルパー派遣及び養成講座 ほか ・ 点字講習会、手話講習会 ・ 手話通訳者等養成講座、登録手話通訳者研修会 ・ 音訳・点訳ボランティアの養成

4. 交流とコミュニティ

(1) 情報機器の学習

近年の情報通信技術の発達は、市民の生活をより快適で便利なものにしていきます。家庭、職場や地域社会においても、パーソナルコンピュータを使っ
ての手紙、文書や映像の作成と送受信、会計処理などが普通に行われるよう
になりました。

そして、市民の中には、パーソナルコンピュータをはじめとする情報機器
に習熟し、それを使いこなしたいとする要望が高まっています。生涯学習セ
ンターにおけるパーソナルコンピュータ入門講座にも多くの受講希望者があ
り、定員を上回る状況が続いています。

こうした市民の要望に応えるため、市内の大学、高校や関係各種団体など
の協力を得て、暮らしと情報のかかわりを考えながら、情報機器に習熟する
学習の機会を充実します。

(2) 国内外の交流活動の推進

豊かで活力のある地域づくりに向けては、国内外にわたり学術、文化・ス
ポーツ、経済、自治などにかかわる交流活動を活発化することが重要です。
本市では、茨木市国際親善都市協会と連携し、姉妹・友好都市交流や文化・
スポーツ交流を進めるとともに、大阪国際センター研修員、市内在住外国人
等との交流、生涯学習センターにおける語学講座の提供を進めてきました。

今後、さらに多くの市民参加を募りながら、市民と約 2,300人の市内在住
外国人とのふれあいの機会づくり、全国の自治体・地域とのまちづくりに係
る市民交流、国際文化公園都市を舞台とした交流などを進めます。

(3) コミュニティ活動の活性化

市民が居住する身近な地域でのつきあいや人間関係づくりは、住みやすい
まちづくりの基本となるものであり、コミュニティ活動の活性化が望まれて
います。公民館などが、今まで以上に気楽に利用できる条件や雰囲気づくりに
努める等、身近な場所での学習・交流機会の充実が求められています。

今後、コミュニティセンターや公民館・青少年会館などにおいて、各地域
における人権、福祉、環境、防災などの課題について、市民の自主的な学習
や取り組みを支援し、愛着と誇りのもてるまちづくりを進めます。

表3-3. 「交流とコミュニティ」に関する生涯学習事業

学 習 項 目	関 連 す る 生 涯 学 習 事 業
<p>(1) 情報機器の学 習</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季親子パソコン教室 ・ 市内の教育機関や公益団体などと連携したパソコン講座 ・ 生涯学習センターによるパソコン講座 ・ 勤労者教室（ワープロ講座・パソコン教室） <p style="text-align: right;">* 表3-4.(3) に再掲</p>
<p>(2) 国内外の交流 活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姉妹都市、友好都市との文化・スポーツ等の交流を中心とした市民親善交流（茨木市国際親善都市協会との連携） ・ 大阪国際センター研修員や市内在住外国人等との交流 ・ 生涯学習センターによる語学講座 ・ 公民館による語学講座、国際理解講座 ・ 国際理解教育の推進 ・ 在日外国人教育研修会
<p>(3) コミュニティ 活動の活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティセンターでの活動 ・ 公民館での活動 ・ 乳幼児学級 * 表3-6.(2)に再掲 ・ 家庭教育学級 ” ・ 土曜サロン ” ・ 婦人学級 ” ・ 青少年会館での活動

5. 産業と生活

(1) 地域産業の見学・体験機会の充実

本市には、農林業、機械・電気・金属に係る製造業、卸売・流通業、商店街など多様な産業活動が展開されています。

青少年をはじめ市民が、このような実際の産業現場を見学・体験し、「わがまちで人々がどのように働き・暮らしているのか」を学習することは、青少年の職業に対する見方・考え方や市民の発想を豊かにし、さらには、商業活性化などまちづくりにも寄与するといえます。

本市では、これまで、産業フェアや商業活性化シンポジウムを開催し、市民が地域産業の実際を知り、理解する機会を設けてきました。こうした取り組みに加えて、今後、青少年や市民が、産業現場の見学・体験を通じて、地域社会の実際を学ぶ機会を充実します。

(2) 消費生活の学習

消費生活をめぐっては、取引方法の多様化や消費者信用取引の拡大にともなう、契約上の問題、青少年や高齢者の悪質商法からの未然防止、個人情報保護など対処すべき課題が増加しています。このため、消費者自らが正しい知識を身につけ、主体的に判断し、行動していくことが重要となっています。

本市では、消費生活啓発講座や消費生活通信講座、身近な問題をテーマにした消費生活展などを開催しています。なお、消費生活センターでは消費生活にかかわる苦情相談や「消費生活センターだより」、啓発用リーフレット等の作成配布、消費生活モニター制度の活用を進めています。

今後、より豊かで安全な消費生活の実現に向けて、消費者への啓発・学習支援を進めます。

(3) ゆとりのある生活と余暇活動の充実

近年、経済・雇用情勢が変化し、働くことに関する多様な考え方や雇用形態が生まれています。こうしたなかで、高齢者や障害者をはじめとして、誰もが自分の能力を活かして働き、学ぶことができるような環境をつくっていくことが求められます。本市では、勤労者福祉の取り組みを進め、労働センター（市民総合センター内）で各種講座を開催するほか、勤労者の自主的な研修・学習の場を提供してきました。

今後、市民の生活をめぐって、働くこと、遊ぶこと、学ぶことを介して結びつけるような学習や余暇活動の機会を提供し、大学、高校、関係各種団体等と連携し、ゆとりのある生活づくりや余暇活動の機会の充実を進めます。

表3-4. 「産業と生活」に関する生涯学習事業

学 習 項 目	関 連 す る 生 涯 学 習 事 業
<p>(1) 地域産業の見学・体験機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内物産品の展示 ・ 産業フェア ・ 商業活性化シンポジウム ・ 茨木市農業祭 ・ 茨木市市民農園（銭原ふれあい農園） ・ 朝市の開催 ・ 都市農村交流活動
<p>(2) 消費生活の学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターによる事業 消費生活センターでの啓発講座開催・講師派遣 パネル展示・リーフレット等の発行・消費生活センターだより発行 消費生活苦情相談 消費者教育（「親子で楽しい実験室」等） 消費生活展 消費生活モニター 消費生活通信講座 ほか
<p>(3) ゆとりのある生活と余暇活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨木フェスティバル ・ 茨木市勤労者親善のど自慢大会 ・ 勤労者教室（ワープロ講座・パソコン教室） ・ 労働講座 ・ 観光パンフレットの作成 ・ 労働共済事業（勤労者のボーリング大会）

6. 環境とまちづくり

(1) 環境保全学習

身近な環境をより良いものとしていくために、市民一人ひとりが生活のあり方を見直すことが求められています。快適で便利な生活の追求は、資源やエネルギーの大量消費や廃棄物の増加をもたらし、地球環境全体に及ぶ問題にも影響を与えています。

本市では、環境啓発冊子「茨木のかんきょう」や「公害白書」の発行、環境パネル展、水質環境モニタリング事業やこどもエコクラブ事業、青少年野外活動センターにおける市民森づくりキャンプや自然観察指導者講習会の実施、ゴミ処理に係るモデル地区の設定などを行ってきました。

今後、環境問題を地球的規模でとらえつつ、「環境プランいばらき21」にもとづき、市民啓発、人材の育成、環境教育などを充実し、環境保全学習を進めます。

(2) 景観・うるおいのあるまちづくりの学習

本市では、昭和61年(1986年)より、魅力ある都市景観づくりの検討を始め、平成元年(1989年)に「都市景観整備基本要綱」を制定し、翌年「都市景観整備基本計画」を策定しています。これにもとづき、阪急高架周辺地区や中央通り周辺地区などにおいて景観形成を進めています。

今後、茨木らしい都市景観づくりに向けて、市民や建築主の理解を育んでいくことが重要であり、景観形成の考え方や進め方などを学習する機会の充実を進めます。

また、心にやすらぎとうるおいを与えてくれる緑は、市民生活にとって、かけがえのない財産であり、残された自然や緑を守り育てていくとともに、新たな緑を形成していく必要があります。

このため、茨木市の北部地域・北摂山系に連なる龍王山などのめぐまれた自然緑地の保全を基本としながら、公園・緑地等の維持管理における市民の参加方法の検討、緑化協定等による住宅・工場・事業所等の緑化推進、緑化モデル地区の指定等、自然環境を生きた生涯学習の対象とし、緑の保全やまちの緑化などについての学習を進めます。

(3) 安全で住みよいまちづくりの学習

阪神・淡路大震災は、日常時において住まいやまちのあり方を点検し、その延長に「安全で住みよい」まちづくりを進める重要性を再認識させました。「安全で住みよい」まちづくりに向けては、「日常時の住み良さ」が「災害

時の安全」に結びつくような取り組みを進めることが重要です。

今後、安全で住みよいまちづくりに向けて、災害や交通事故からの安全性の確保、防災学習、まちの緑化、環境保全などについて、市民と行政がともに取り組む機会を充実します。

(4) 対話と参加のまちづくりの推進

まちづくりには、さまざまな生涯学習の題材があり、まちづくりの現場やまちづくりの過程は生涯学習の教室であるともいえます。

平和と人権、福祉と健康、交流とコミュニティ、産業と生活、環境とまちづくり、教育・文化とスポーツのいずれについても、市民と行政のコミュニケーションを豊かにし、信頼関係を築きながら、対話と参加のまちづくりを進めることが重要です。こうした観点から、本市では「市民本位の市政」を基本に、広報紙や市民ハンドブックの発行、ビデオ広報の制作、市長とのふれあい座談会の開催、選挙人の政治意識の向上についての白バラ講座などを行ってきました。また、昭和63年(1988年)から「茨木市情報公開条例」を施行し、行政情報の公開・提供に努めてきました。

今後、「対話と参加」によるまちづくりを進めていく上での体制・制度の整備を進めます。

表3-5. 「環境とまちづくり」に関する生涯学習事業

学 習 項 目	関 連 す る 生 涯 学 習 事 業
(1) 環境保全学習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境衛生センターによる事業 ・ ごみの減量化・再資源化対策 ・ ごみ減量啓発事業（啓発パネル、広報紙への掲載等） ・ 広報ビデオ「ゴミの減量化とリサイクル」 ・ 不法投棄対策（立札、市内巡回等） ・ 廃棄物減量等推進員制度 ・ 公害白書「公害の現状と対策」の発行 ・ 啓発冊子「茨木市のかんきょう」の発行 ・ 環境展（パネル展示を中心） ・ こどもエコクラブ事業 ・ 「環境プランいばらき21」の推進 ・ 市民森づくりキャンプの実施 ・ 自然観察指導者の養成
(2) 景観・うるおいのあるまちづくりの学習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「開発指導要綱」にそった計画的なまちづくりの推進 ・ 「都市景観整備基本要綱」「都市景観整備基本計画」にもとづいた都市景観の整備 ・ 茨木市不法屋外広告物等撤去対策協議会の事業 ・ 花と緑の街角づくり推進事業 ・ 都市公園・緑地・児童遊園の設置 ・ 親水水路事業 ・ 茨木市水道展示室（アクアスペース）等見学会 ・ 親子対象の水質環境モニタリング事業 ・ 安威川河川敷クリーンキャンペーン（大阪府と共催）
(3) 安全で住みよいまちづくりの学習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「福祉のまちづくり指導要綱」にそったまちづくり ・ 自主防災組織の充実 ・ 総合防災訓練の実施 ・ 応急手当の普及啓発事業（応急手当普及員講習、応急手当普通救命講習 ほか） ・ 水道啓発事業（水道週間PR、冊子「水道のしおり」「いばらきの水道」の発行ほか） ・ 公共下水道事業 ・ 「めいわく駐車追放モデル地区」の設定 ・ 社会を明るくする運動（保護司が中心）
(4) 対話と参加のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙、各種刊行物の発行、広報ビデオの制作・貸出し ・ 施設見学会の実施、行政情報の新聞・テレビ等への発表 ・ 市長とのふれあい座談会、市長と語る新成人のつどい ・ 子ども議会、市政を知り学ぶ会、七夕広聴、市政モニター ・ 市長への提言（9月を提言期間として実施） ・ 選挙啓発事業（白バラ講座） ・ 各種相談事業、くらしの総合相談 ・ 行政情報案内サービス ・ その他の広報活動

7. 教育・文化とスポーツ

(1) 学校教育の充実

学校教育は、生涯学習の基礎となる知識・技能を習得し、児童・生徒が生涯にわたり学習活動が続けていくための意欲や態度を育成する場です。

本市では、学校教育において、新しい知識を学び発見する楽しさを体験する教育を進めています。また、各学校では、個性を生かし、自己教育力を育む指導を充実しています。

今後、「生きる力」を育むための教育活動の充実、地域の教育人材の活用、学校週5日制完全実施に向けての教職員、保護者や地域との相互理解と協力体制づくり、開かれた学校づくりの展開などにより学校教育を充実します。

(2) 成人教育の充実

本市では、生涯学習センターによる各種学習講座のほか、地域社会の連帯や人間性の向上をめざして、乳幼児学級、家庭教育学級、土曜サロン、人権教育講座、指導者研修会等を開催しています。

また、市民の自主的な学習活動の拠点として公民館網の整備を進めてきました。

今後、アンケート等による市民意向の把握、講座企画会議への受講希望者の出席などにより、より身近で魅力のある講座運営を進めるとともに、公民館運営の自主性を尊重しながら、親しまれる公民館づくりを進めます。

(3) 青少年教育の充実

本市では、青少年センター・青少年野外活動センター・青少年会館等を拠点として、自ら企画・実施していく子ども会活動や、キャンプカウンセラー・子ども会育成者の養成をしてきました。また、青少年問題協議会を中心に、各小・中学校区青少年健全育成運動協議会の活動を展開してきました。

今後、青少年自らが企画段階から地域活動やボランティア活動に参加する機会を充実するとともに、小学校区ごとの中学生・高校生・勤労青少年を対象とする地域活動組織（青少年会）の育成、より広がりをもった青少年活動の展開を進めます。

(4) 図書館活動の充実

読書は、「いつでも、どこでも、一人でも学べる」ものであり、図書館は生涯学習推進の基本となる施設です。

本市では、中央図書館をはじめ図書館分館、図書館分室、移動図書館など図書館網が整備されています。平成9年度の図書館総貸出件数は、約270万件（内、本：250万5,946冊）、市民一人あたり10.5点であり、全国的にも高い水準にあります。

今後、図書館利用者へのきめ細かなサービスの提供、児童・生徒の図書館利用の促進、録音図書や点字図書の作成や対面朗読などのボランティアグループの育成、読書会など、文化・情報や市民の交流の場として図書館活動を充実します。

表3-6. 「教育・文化とスポーツ」に関する生涯学習事業(1)

学 習 項 目	関 連 す る 生 涯 学 習 事 業
(1) 学校教育の充 実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校地域体験学習 ・ 中学校異文化体験学習 ・ 運動部活動指導者派遣事業 ・ 外国人語学指導助手招致事業 ・ 教育研究所における事業（教育相談室、電話教育相談、科学教室ほか）
(2) 成人教育の充 実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校区公民館講座 文化講座、文化・体育講習会、スポーツ教室ほか ・ 地区公民館講座 成人学級、高齢者教室 ほか ・ 中央公民館講座 識字学級、自主グループリーダー研修会、市民天体観望会ほか ・ 生涯学習センターによる各種講座 ・ 生涯学習シンポジウム ・ 社会教育関係団体の育成 ・ 乳幼児学級、家庭教育学級、土曜サロン、婦人学級 ほか
(3) 青少年教育の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年センターによる事業 ミキシング講習会、レクリエーション講習会ほか ・ 青少年野外活動センター主催によるキャンプ ファミリーキャンプ、グループキャンプ、ジュニアリーダー研修会 ほか ・ 青少年カーニバル、こども会親善百人一首カルタ大会、写生大会等の青少年向け行事 ・ 単位こども会及びその「育成組織」と「連絡協議会」の連携と交流活動 ・ 留守家庭児童会の開設 ・ 子ども広場の開設 ・ 青少年会館における事業
(4) 図書館活動の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館による事業 映画会、文学講演会、おはなし会、読書会 移動図書館（ともしび号）による巡回サービス 予約サービス レファレンスサービス ほか ・ 図書館の資料収集事業 ・ 人権図書の整備充実 V D資料、人権図書コーナーの図書資料等の充実 ・ 学校教育との連携 推薦図書目録作成、小学3年生の図書館見学、一日図書館員ほか

(5) 芸術・文化活動の振興

芸術・文化は、精神の高まりと開放感や日常的な価値観の変化を人に与え、生活の豊かさをもたらします。こうした芸術・文化の魅力は、市民一人ひとりに生涯学習の契機をもたらし、さらには、市民相互の交流や多くの人の来訪を促す可能性をもっています。

本市では、文化的な催しや講座を開催するとともに、市民や来訪者が気軽に芸術・文化にふれ、活動する場として、市立ギャラリー、市民総合センター、川端康成文学館、富士正晴記念館などを整備しています。また、財団法人茨木市文化振興財団では、魅力ある舞台芸術の主・共催や後援、文化情報の収集・提供を行っています。

今後、芸術鑑賞・講座受講機会の充実、市民芸術・文化活動の支援、文化イベントの開催などを進め、芸術・文化活動を振興します。

(6) スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーションは、心身をリフレッシュし、読書や芸術鑑賞にはない楽しみをもたらします。こうしたスポーツ・レクリエーションを、市民一人ひとりがそれぞれの能力や志向に応じて楽しみ、その活動を通じて市民相互が交流していくことが求められます。

本市はスポーツのまちとしての伝統があり、これまで、市民体育館や市民プールなどの社会体育施設が整備され、各種の教室が開催されてきました。また、「なみはや国体」では水球、レスリング少年男子、ソフトボール少年女子の会場となりました。

このような実績を生かしながら、今後、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に楽しむ「生涯スポーツ・レクリエーション」を振興します。また、この一環として、寝たきりになった高齢者が手足を動かすこともスポーツ・レクリエーションとしてとらえる「高齢者スポーツ・レクリエーション」や、障害のある人が障害のない人とともに楽しむ「障害者スポーツ・レクリエーション」の活動に対応できる指導者を育成しながら振興します。

(7) 文化財の保護と活用

文化財は、新しい文化の創造・発展の基礎をなす重要な役割を担うものです。単に、歴史や文化を正しく理解する上で不可欠なものだけでなく、市民の心を豊かにします。

本市では、市内の国・府指定文化財の保護に加え、「茨木市文化財保護条例」の目的に沿い、より広範な文化財の保護を行っています。また、文化財や歴史に関する啓発を進めるため、文化財資料館、キリシタン遺物史料館の整備、郡山宿本陣（椿の本陣）の保存修理、郷土史教室、テーマ展や講演会を行っています。

今後、文化財を保存・保護する体制を強化するとともに、市民が郷土史や有形・無形の文化財に親しむ機会を充実し、これらを活用しながら、後世に伝承していきます。

表3-7.「教育・文化とスポーツ」に関する生涯学習事業(2)

学 習 項 目	関 連 す る 生 涯 学 習 事 業
(5) 芸術・文化活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・市民会館、福祉文化会館、市民総合センターでの舞台芸術活動 ・財団法人茨木市文化振興財団の文化事業 ・川端康成文学館、富士正晴記念館による事業 ・広報ビデオ「川端康成ゆかりのふるさと茨木」
(6) スポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・市民体育館、市民プール、庭球場、運動広場、公園運動場等の開放 ・各種スポーツ大会、スポーツ教室、講習会の開催 ・レクリエーション活動の事業 市民ハイキング、子どもスポーツのつどい、市民スポーツフェスティバル ほか ・社会体育指導者養成・育成事業 ・社会体育指導者の派遣、体育指導委員の育成 ・生涯スポーツ・レクリエーション指導者の育成事業 ・スポーツ施設案内予約システム「オーパス」
(7) 文化財の保護と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財資料館における事業 民俗資料の整理保存 埋蔵文化財の研究と整理保存 遺跡の発掘調査 郷土史教室 文化財講習会 古文書教室 テーマ展 ・キリシタン遺物史料館 ・文化財保護条例の目的に沿った市指定文化財の指定

第4章 重点プラン

1. 重点プランの位置づけ

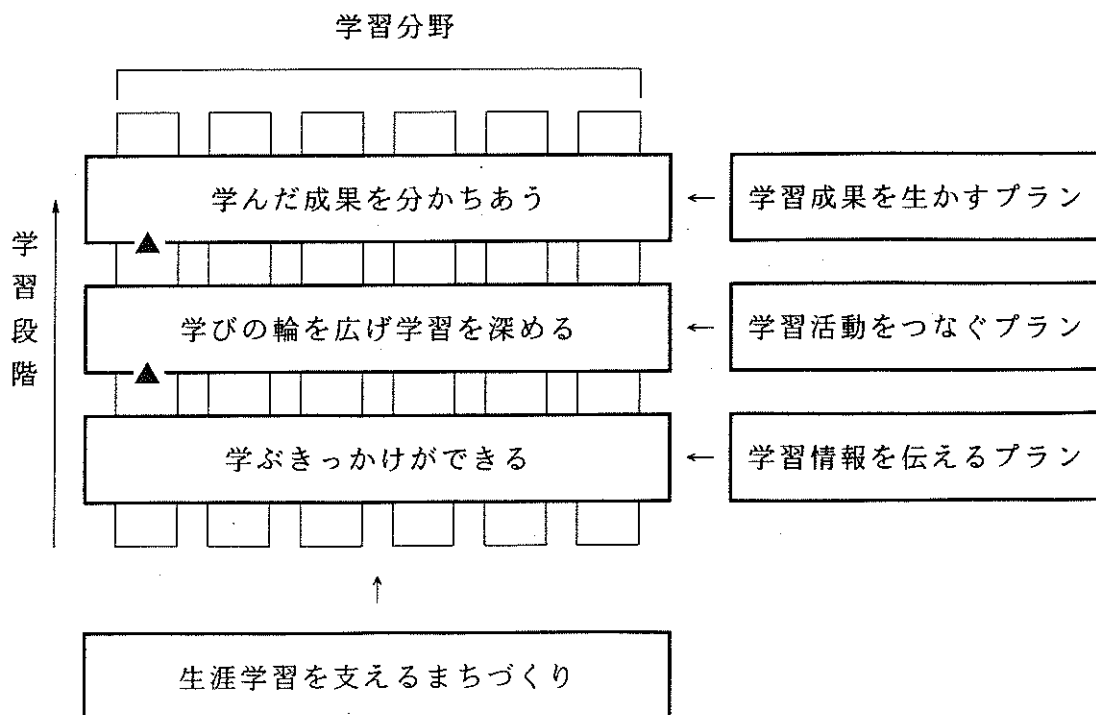
第3章では、平和と人権、福祉と健康、交流とコミュニティ、産業と生活、環境とまちづくり、教育・文化とスポーツの6つの学習分野を示しています。

市民一人ひとりが、各学習分野について関心をもち始めたとき、個々人の学習経験などによって差異はありますが、多くの人は次のような段階を経て、学習を深めていくと考えられます。

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 学ぶきっかけができる | ・親が歳をとったので介護について関心をもつようになった |
| 学びの輪を広げ学習を深める | ・趣味がないので何かを始めたくなった |
| 学んだ成果を分かちあう | ・介護保険についても勉強し始めた |
| | ・陶芸教室に通っていると仲間ができた |
| | ・高齢者向けの給食を手伝うようになった |
| | ・仲間と一緒に発表会を開いた |

第4章では、学習の段階に応じた市民や行政などの取り組みや、これらを支えるまちづくり（生涯学習を支えるまちづくり）を重点プランとして示します。

図4-1. 重点プランの位置づけ



2. 学習情報を伝えるプラン

(1) 背景と目的

本市では、「広報いばらき」等で生涯学習を始め市政全般の情報を市民に伝え、行政各部課でも個別に生涯学習事業を市民に提供してきました。今後、市行政内外にある生涯学習に関する情報や事業を的確に市民に伝えていきます。

(2) 取り組む内容

市民一人ひとりに、生涯学習を始め得るきっかけを提示することを目的として、市民、事業者、行政がもつ生涯学習情報を集約し、的確に市民に情報を伝えていきます。これに加えて、インターネットなど情報通信技術の活用も進めます。

□取り組み例 1. 仮称「生涯学習だより」等の発行

- 主体 茨木市
- 内容 「生涯学習だより」
 - ・季刊を原則
 - ・編集員、記者を公募（ボランティア）
 - ・市内公共施設、関係各種団体窓口等におく「生涯学習ガイドブック」
 - ・代表者、活動内容、入会要領等を掲載
 - ・年に一回発行

□取り組み例 2. 生涯学習情報提供システムの整備

- 主体 茨木市
- 内容 行政情報案内システムの活用
新大阪府生涯学習情報提供システムへの参加
 - ・複数の情報源が協力・連携して、体系的な情報提供を実現
 - ・利用範囲の拡大や柔軟な情報提供の実現

3. 学習活動をつなぐプラン

(1) 背景と目的

何かに興味をもって一人で学び始めた人などが、さらに学習を深め、継続性や発展性を増すよう、ともに語り合い、学習のはげみになるような仲間に出会うことができる条件を整えるものとします。

(2) 取り組む内容

生涯学習に関する情報を手にした人や、生涯学習を継続している人が、さらに学習を深め、学習する仲間と出会い、各種のサークル活動に参加し、場合によっては行政等の支援策を熟知できるような、個々人の学習活動や、事業者、大学、関係各種団体、行政等の事業をつなぐ機会を充実します。

□取り組み例 3. 生涯学習相談担当者の養成

- 主体 茨木市
- 内容 生涯学習相談担当者を指定
 - ・市役所、生涯学習関連施設
 - ・講座、サークル活動、教材等の紹介生涯学習アドバイザーの公募
 - ・ボランティア等とする

□取り組み例 4. 生涯学習見本市の開催

- 主体 実行委員会等を組織
- 内容 生涯学習見本市
 - ・各種サークルの活動を紹介するコーナーを設ける
 - ・講演会、活動紹介、入会案内等生涯学習シンポジウムとの連携を検討する
学習成果の発表の場づくり
 - ・生涯学習センター講座受講生・卒業生等

4. 学習成果を生かすプラン

(1) 背景と目的

生涯学習に関する情報の提供や活動の結節点を見つめながら、市民一人ひとりの学習活動を豊かにし、その成果を日常生活で生かし、生かすことによって新しい学習テーマを発見し、再び学ぶといった、学習のサイクルを形成することが重要になります。このため、市民の学習成果を生かす場づくりを進めます。

(2) 取り組む内容

地域には、さまざまな経験や技術や特技をもつ市民がいます。また、企業や高等教育機関には知識や専門的能力などをもつ人材がいます。こうした地域の人材をストックしながら、生涯学習活動による成果を地域で共有し、また、学習成果を活用し、発揮できるようにします。

□ 取り組み例 5. 仮称「市民教授」の公募と派遣のしくみづくり

- 主体：茨木市、関係各種団体等
- 内容：市民教授（一芸バンクを含む）の公募・登録
 - ・住所、氏名、電話、指導分野、謝礼要領 等
 - 派遣のしくみの検討
 - ・問い合わせ先、応答、事故等発生時への対応 等
 - 市民大学の検討
 - ・上記をさらに発展させた市民大学の検討 等

□ 取り組み例 6. 「茨木塾」の開設

- 主体：茨木市、関係各種団体等
- 内容：「茨木学」の探索
 - ・有形・無形文化財、史跡等に関する学習
 - ・文化遺産や自然の継承、まちづくりの思想の探索

5. 生涯学習を支えるまちづくり

(1) 背景と目的

本市では、これまで、生涯学習にかかわる多様な施設が整備されてきました。今後、これらの施設を活用しながら、身近な場所から市全域に至るまで、どこでも学習できる環境づくりを進めます。

(2) 取り組む内容

生涯学習に関連する既存施設が、気軽に利用できる雰囲気づくりや、学校施設の活用を進めながら、市全域が、生涯学習の現場（フィールド）となるよう、市民の生涯学習を支えるまちづくりを進めます。また、生涯学習の推進にかかわる主要施設の役割を表4-1.のとおり整理し、関連する施設間の連携を緊密にします。

□取り組み例7. 学ぶ雰囲気をもったまちづくり

- 主体 茨木市
- 内容 学習施設を利用しやすい雰囲気にする
 - ・利用案内板（サイン）の設置、情報コーナーの設置
 - ・談話、待合せコーナーの充実（関係図書、パンフレット等の充実）
- 学習活動を支える工夫
 - ・学習施設等への交通利便の検討
 - ・子育てしながら学習できる環境（託児サービス付きのセミナー、学習施設と保育施設の一体的な配置等）の検討
- 生涯学習推進のモデルとなる地区づくり
 - ・学習施設に気軽に立ち寄れるまち
 - ・日常生活のなかに学習機会が組み込まれたまち

□取り組み例8. 茨木市全域を生涯学習の現場と見なす取り組み

- 主体：茨木市、関係各種団体等
- 内容：まちの見学ツアー
 - ・歴史的まちなみ、商店街、工場・流通団地 等
- 施設の見学ツアー
 - ・日頃、市内施設を利用することが少ない人を対象
 - ・働く女性、中年サラリーマン 等

表4-1.生涯学習に関連する主要施設の役割

区分	基幹的な学習施設	専門的な学習施設
<p>全市 ・茨木市全域を生涯学習の現場と見なし、生涯学習機会を充実する。</p>	<p><input type="checkbox"/>生涯学習センター <input type="checkbox"/>中央公民館 <input type="checkbox"/>中央図書館 <input type="checkbox"/>市民会館 <input type="checkbox"/>福祉文化会館 <input type="checkbox"/>市民総合センター</p>	<p><input type="checkbox"/>人権学習の拠点 — 解放会館 — 青少年会館 <input type="checkbox"/>福祉・健康学習の拠点 — 保健医療センター — 健康増進センター — 障害福祉センター — 太陽の里 — 障害福祉会館 — 老人福祉センター <input type="checkbox"/>生活学習などの拠点 <input type="checkbox"/>青少年育成の拠点 — シルバー人材センター — 消費生活センター — 青少年センター — 青少年野外活動センター — 青少年会館 <input type="checkbox"/>環境学習の拠点 — 環境衛生センター — 浄水場・アクアスペース <input type="checkbox"/>文芸活動の拠点 — 川端康成文学館 — 富士正晴記念館 — 市立ギャラリー <input type="checkbox"/>スポーツの拠点 — 市民体育館 — 市民プール、弓道場 — 忍頂寺スポーツ公園 — 公園運動場 <input type="checkbox"/>歴史学習の拠点 — 文化財資料館 — キリシタン遺物史料館</p>
<p>地域・地区 ・地域・地区毎の学習課題を探索し地域的な取り組みを育成する。</p>	<p><input type="checkbox"/>地区公民館 <input type="checkbox"/>図書館分館・図書館分室 <input type="checkbox"/>中学校施設 <input type="checkbox"/>解放会館 <input type="checkbox"/>青少年会館</p>	
<p>小学校区 ・徒歩などで通える場所での学習機会を充実する。</p>	<p><input type="checkbox"/>小学校区公民館 <input type="checkbox"/>コミュニティセンター <input type="checkbox"/>小学校、幼稚園施設</p>	

第 5 章 生涯学習を支える仕組みづくり

1. 基本的な姿勢

本計画の推進に際しては、市民の参加と幅広い協力を得ることを基本とし、生涯学習活動への市民の参加・参画機会の充実に努めます。また、生涯学習に関する取り組みを、迅速に実施できるよう、市民、教育機関、関係各種団体、民間企業および市行政の連携を緊密にします。さらに、生涯学習についての市職員一人ひとりの理解を深めながら、市民の生涯学習活動を支援していきます。

このために必要となる気運づくり、組織づくりに取り組みます。

2. 気運づくり

本計画の推進にあたっては、まず、生涯学習に関する基本的な考え方や取り組みの姿勢を、市民一人ひとりにお知らせすることや、市内外からの協力や参加を促すことが求められます。このため、「学ぶ喜びをまちの誇りや豊かさに結実していく」気運を盛り上げることを目指して、「生涯学習都市宣言」を実施します。

3. 組織づくり

(1) 生涯学習推進会議の設置

市民、学識経験者、関係各種団体、行政が一体となって生涯学習に取り組むことを目的として、「生涯学習推進会議」を設置します。この会議では、本計画の推進に係る調整とその点検に取り組み、さらに、新しい取り組みを検討・提言していきます。

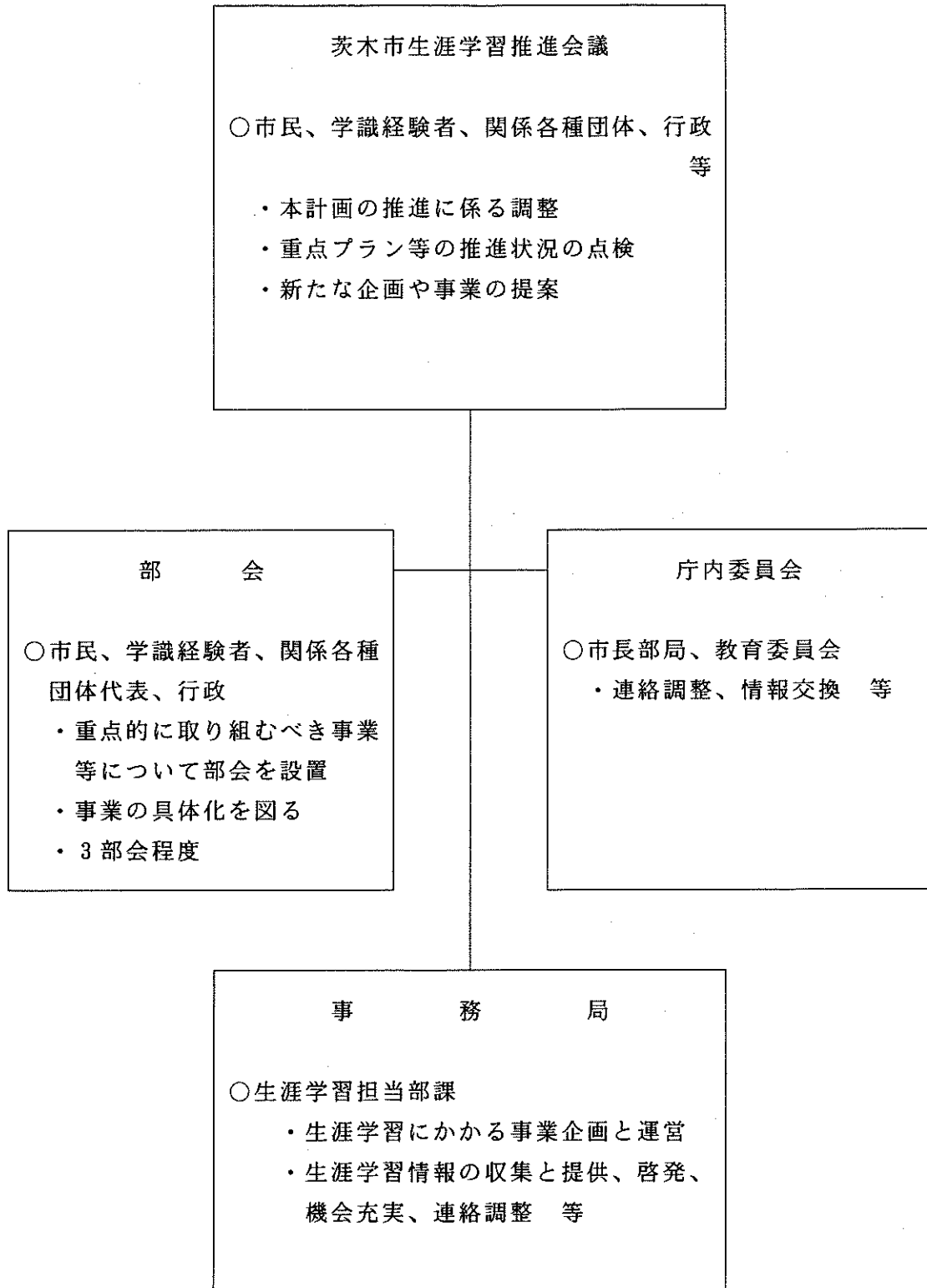
(2) 庁内委員会の設置

生涯学習について、市行政内部の連携をより強化することを目的として、「庁内委員会」を設置します。この委員会では、生涯学習に関する事業等の連絡調整、情報の交換などを行います。

(3) 部会の設置

本計画に示す重点プランを始めとして、今後、取り組むべき事業の具体化、実務的な検討を目的として「部会」を設置し、事業等の具体化に迅速に取り組みます。

図5-1.生涯学習推進にかかる組織体制



お わ り に

本市においては、社会教育を中心として進められてきた市民の学習活動が、近年では、文化、福祉、環境、まちづくりなど、多くの分野での学習活動に発展してきました。

わが国においては、生涯学習について、専門家による多くの研究や提言があり、また、全国各地域で、さまざまな工夫や取り組み事例があります。このような生涯学習に関する研究や取り組み事例に学びながらも、今後、本市において、市民一人ひとりが、さらに、学ぶことに親しむ機会を充実していくことが重要であり、市民の取り組みを市行政全体で支援していくことが求められています。

このためには、生涯学習を「学ぶことを通して自分自身の可能性を発見しようとする活動」としてとらえながら、「学ぶ喜びをまちの誇りや豊かさに結実していく」ことが求められます。そして、市民と行政の協力により、できることから着実に、本計画に示す「生涯学習推進の取り組み」や「重点プラン」等にもとづき取り組んでまいります。

茨木市生涯学習推進計画策定委員会 委員名簿

(敬称略, 五十音順)

大	國	美智子	花園大学社会福祉学部教授
岡	市	正	茨木市社会福祉協議会
奥	野	寿美子	茨木市民生委員協議会
加	藤	弥三一	茨木市住みよいまちづくり協議会
上	出	政 夫	茨木市身体障害者福祉協会
久	保	義 明	茨木市文化財愛護会
齋	藤	和 夫	元大阪市立大学助教授／茨木市都市計画審議会委員
佐	藤	良 和	追手門学院大学教育研究所／茨木市生涯学習センター運営委員長・講師
島	田	耕 一	大阪府立消防学校長
鈴	木	敏 正	茨木市体育協会
高	木	美智子	茨木市地域婦人団体協議会
高	本	幸 義	茨木地区労働組合連合協議会
田	村	美代子	茨木市女性防火クラブ連絡協議会
辻		邦 二	茨木市公民館長連絡協議会
辻		芳 子	茨木市農業協同組合女性会
友	田	泰 正	大阪大学人間科学部教授
○	虎	谷 法子	茨木地区保護司会
中	山	厚 子	大阪府茨木保健所長
(高	野	正 子)	”
永	森	久 夫	茨木市商業団体連合会
西	野	貞 治	茨木市老人クラブ連合会
西	幹	輝 彦	茨木市医師会
久		隆 浩	大阪大学大学院助手／茨木市生涯学習センター講師
土	方	正 英	茨木商工会議所
平	沢	安 政	大阪大学人間科学部教授
福	山	恭 子	茨木市文庫連絡会
前	田	寛 一	茨木公共職業安定所長
(小	林	一 三)	”
松	下	静 枝	茨木市消費者協会
松	本	恵 光	茨木市人権啓発推進協議会
◎	山	安 雄	大阪教育大学名誉教授／茨木市社会教育委員
向	田	俊 一	茨木市自治会連合会
大	和	勇 三	茨木市同和事業促進協議会
山	本	良 平	茨木青年会議所
鷲		眞 裕	茨木市PTA協議会
(大	西	蓉 子)	”
渡	辺	泰 司	茨木労働組合協議会

千	葉	邦 英	茨木市助役
村	山	和 一	茨木市教育長

◎は会長, ○は副会長, ()内は前任者

茨木市生涯学習推進計画

発行 平成10年（1998年）8月
茨 木 市
編集 茨木市教育委員会事務局
社会教育部・社会教育課
茨木市駅前三丁目8番13号
TEL（0726）20－1686